

教育基本法

1947年3月31日 法律第25号



なければならない。

第二条(教育の目的) 教育の目的は、あるある機会に、あるいは場所において実現されなければならない。

この目的を達成するためには、各國の自由を尊重して、実

われひひ。日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉と眞誠じこひの決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にあべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、眞理と平和を追求する人間の育成を期すとともに、普遍的にしてしかも個性たかな文化的創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

「」日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示し、新しい日本の教育の基本を確立するため、法律を制定する。

(1) 国及び地方公共団体は、能力が児童個性別・社会的貢献経済的地位又は門地によらず、教育上難免せざる。

(2) 国及び地方公共団体は、能力があるもかわらず、經濟的理由によりて修学困難な者に就いて、授業の方法を講じなければならぬ。

第三条(義務教育) 国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負ふ。

(2) 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育について、授業料はこれを徴收しない。また、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身とも、健康的な国民の育成を期して行わ

教養し、協力し合わなければならぬ。

② 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第六条(学校教育) 法律に定める

学校は、公の性質をもつるものであつて、國又は地方公共団体の外、法律に定める法人のが、これを設置する所である。

第七条(教育の権利均等) すべて國民は、ひとしくその能力に応する教育を受ける権利をもつてゐなければならない。

なければならない。このためには、教員の身分は尊重され、その待遇の適正が、確せられなければならない。

なければならない。

第八条(社会教育) 家庭教育及び勤労の場所や他の社会において行われる教育は、國及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

第九条(宗教教育) 宗教に関する

学校は、特定の宗教のための宗教その他宗教的活動をしてはならない。

第十条(教育行政) 教育は、不当な支配に服する」とから、國民全體に対する直接の責任を負つて行われるべきものである。

第十一条(編制) この法律に掲げたる諸条項を実施するために必要な

規則は、國民の利害に關する場合に、適當な法令が制定されなければならない。

附 则

この法律は、公布の日から、これを施行する。

第五条(男女共学) 男女は、

教育基本法改正案

(一九〇六年四月二八日政府提出)

前文

我々日本国民は、たまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、「伝統を繼承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓くべく教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な國家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第一条 (教育の目標)

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 極広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道德心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自体の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が國と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国际社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

第三条 (生涯学習の理念)

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができる、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

第四条 (教育の機会均等)

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によらず、教育上差別されない。

2 國及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 國及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対しても、授業の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

第五条 (義務教育)

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるとこより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、國家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 國及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 國又は地方公共團體の設置する学校における義務教育について、授業料を徴収しない。

第六条（学校教育）

法律に定める学校は、公の性質を有するものであつて、國、地方公共團體及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行わなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで學習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

第七条（大学）

大学は、學術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探求して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の發展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大學における教育及び研究の特性は尊重されなければならない。

第八条（私立学校）

私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、國及び地方公共團體は、その自主性を尊重しつゝ、助成その他の適当な方法により私立学校教育の振興に努めなければならない。

第九条（教員）

法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修業に勤み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

第十条（家庭教育）

父母亲その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであつて、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共團體は、家庭教育の自主性を尊重しつゝ、保護者に対する學習の機會及び情報の提供その他家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第十一條（幼児教育）

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、國及び地方公共團體は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適切な方法によって、その振興に努めなければならない。

第十二条（社会教育）

個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、國及び地方公共團體によって奨励されなければならない。

2 國及び地方公共團體は、圖書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する施設の設置、学校の施設の利用、学者の機会及び情報の提供、その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

第三十三条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

（第四条二項参照）

第十四条（政治教育）

良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第十五条（宗教教育）

宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養並びに宗教の社会生活における地位は、教育において尊重されなければならない。

2 國及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第十七条（教育振興基本計画）

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参考し、当該地方公共団体の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第三章 教育行政

第十六条（教育行政）

教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、國と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行わなければならない。

2 國は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

第十七条（教育行政）

3 地方公共団体は、地域における教育の振興を図るために、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 國及び地方公共団体は、教育が円滑かつ健康的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

日本評論社法律時報増刊 「憲法改正問題」から作成

第四章 法令の制定

第十八条

この法律に掲げる諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。
(社会教育法等の一部改正)

2 次に掲げる法律の規定中、「教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）」「教育基本法（平成十八年法律第 号）」に改める。
(法律名などは省略)